

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年3月7日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

## 別紙

### 定期監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

総務部行政課

#### 2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成30年1月25日

#### 3 監査の実施期間

平成29年11月17日～平成30年1月25日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 契約に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 補助金・交付金に関する事務について
- イ 公金の取扱事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

資金前渡による現金（賄料及び投票所冷暖房代）の取扱いについて、第三者による確認を行うなど、適正な事務を検討されたい。

イ 改善事項

行政課が団体事務局を所管している豊川市平和都市推進協議会の通帳及び印鑑の管理について、平成27年1月23日付け豊財号外の通知に基づき、適正な管理等に改善されたい。